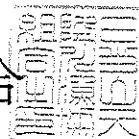


鹿内共第 13 号第 5 種共同漁業権

遊漁規則

日当山天降川漁業協同組合



令和元年 5 月 24 日認可

日当山天降川漁業協同組合鹿内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、日当山天降川漁業協同組合が免許を受けた鹿内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。ただし、霧島川及び手籠川を除く天降川の全水系に限る。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、ふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員又は他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行なう水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模	
投網（すくい網を含む）	(あゆ) (こい、ふな)	網目径 1.0cm 以上 網目径 5.0cm 以上
たも網	(あゆ)	網目径 1.5cm 以上

2 その他の場合

たて網、かすみ網、川舟による漁法は禁止する。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あ ゆ	6月1日から12月31日の間で組合公表の間
こ い	6月1日から2月末日まで
う な ぎ	3月1日から9月30日まで
ふ な	6月1日から2月末日まで

2 前項の公表は、組合事務所及び各自治会掲示場に掲示するとともに霧島市広報に掲載するものとする。

（禁止期間）

第5条 次表ア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる期間は操業してはならない。

ア 魚種	イ 期間
うなぎ	10月1日～12月31日

（禁止区域）

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の区域及びウ欄の期間中は遊漁してはならない。

ア 漁法	イ 区 域	ウ 期 間
全 漁 法	轟呂1基点より上流80m	自 1月 1日 至 12月 31日
"	並石石堤から上下150m	"
"	新川発電所取入口石堤上下50m	"
全 漁 法 (投網を除く)	霧島川合流点から日当山橋まで	自 10月 15日 至 11月 30日
投 網	新川発電所取入口から日当山橋まで	自 1月 1日 至 12月 31日
投 網	霧島川合流点から泉帶橋下流の閑より 100m 下流まで	自 10月 15日 至 12月 31日

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10 cm以下
こ い	20 cm以下
う な ぎ	21 cm以下
ふ な	10 cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学児の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

漁 種	漁 具, 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	手釣、竿釣、投網	年間 1,000 円 (手釣, 竿釣)
		" 2,000 円 (投網)
こ い	突場、竿釣、投網	同上
うなぎ	穴釣、竿釣、筒採、 はえ繩	年間 1,000 円

ふ　な	手釣、竿釣、投網	年間　　1,000円　　(手釣、竿釣) 〃　　　2,000円　　(投網)
-----	----------	---

2 遊漁料の納付は、日当山天降川漁業協同組合にしなければならない。ただし規定遊漁の場合には該当遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんする等、漁業権の増殖等に支障を來す行為をしてはならない。

区域　　蘿呂1基点より上流・・・・・・80m

並石石堤から上下・・・・・・150m

新川発電所取入口石堤上下・・・50m

5 鮎産卵場禁止区域

期間　10月15日から11月30日まで

区域　霧島川合流点から日当山橋まで全漁法禁止（投網を除く）

期間 10月15日から12月31日まで

区域 霧島川合流点から泉帶橋下流の関より100m下流まで投網禁止

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は、以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しへしないものとする。

附則

- 1 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（平成15年9月1日）から効力を生ずる。
- 2 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（平成25年9月1日）から効力を生ずる。
- 3 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（平成26年5月22日）から効力を生ずる。
- 4 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（平成28年2月15日）から効力を生ずる。（天降川漁業協同組合を吸収合併することに伴う適用区域の拡大）
- 5 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（平成28年6月21日）から効力を生ずる。
- 6 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（令和元年5月24日）から効力を生ずる。

様式（1）遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	No. _____
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
住所 _____	
氏名 _____	
承認期間 平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで
漁種 _____	
漁具、漁法 _____	
遊漁区域 _____	
遊漁料	円 _____
発行者 日当山天降川漁業協同組合 印	

(裏)

注意事項

1. 遊漁者は、承認以外の遊漁をしてはならない。
2. 漁場監視員の指示には従うものとする。

様式（2）漁場監視員

(表)

No. _____	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名 _____	年令 _____
住所 _____	
有効期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで
発行者 日当山天降川漁業協同組合 印	

(裏)

注意事項

- 1.
- 2.
- 3.